



福山消防の予防

重大な防火対象物火災を乗り越えて

福山地区消防組合消防局
開原健太郎

管内の紹介

福山地区消防組合は広島県の東南端、瀬戸内海沿岸のほぼ中央部に位置し、岡山県と境界を接し、管内は福山市、府中市、神石高原町の2市1町で構成され、人口約52万人、面積約1,100 km²である。

管内人口の約9割を占める福山市は、「100万本のばらのまち」として春や秋のシーズンには市内の至るところにばらが咲き誇る、せとうちの中心部である。

観光名所である潮待ちの港・鞆の浦は、江戸時代の街並みが色濃く残る風光明媚な場所であり、日本遺産・ユネスコ世界の記憶・重要伝統的建造物群保存地区の3評価を受けている国内

唯一の地域である。新元号「令和」ゆかりの大伴旅人も鞆の浦を訪れており、三首の歌碑も残っている。

また、JR福山駅から徒歩すぐ位置する福山城は、徳川家康の従弟・水野勝成が初代藩主として築城し、2022年には、築城400年の節目を迎える。福山城の天守は1945年の空襲により焼失したが、築城当時の姿を残す伏見櫓と筋鉄御門は国の重要文化財に指定されている。

予防業務体制

当消防組合は、1局2部6課、8消防署、1分署、6出張所、職員数(定数)552人の体制である(平成31年4月1日現在)。

予防業務体制は、消防局予防課(予防・査察担当、危険物担当、建築担当)及び各消防署予防係(毎日勤務者)のほか、各消防署警防係及び各出張所(ともに交替制勤務者)が兼務で予防業務を行っている。防火対象物は、約2万棟、危険物製造所等は約1,600施設である。

重大な防火対象物火災

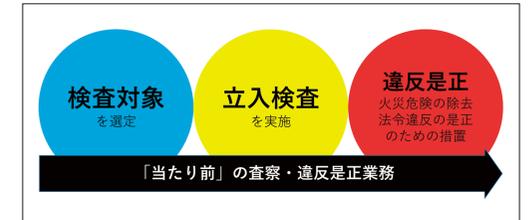
当消防組合は、過去に発生した重大な防火対象物火災、いわゆる「福山ホテル火災」により、火災予防査察のマネジメント分野における脆弱さを露呈し、世間から厳しい批判を受けた。それは、当時、全国的に多くの中小規模の消防本部が抱えていた課題であり、今もなお解決に苦しむ消防本部があると聞き及んでいる。

本稿では、それから8年間、住民が本当に安心して暮らせるまちづくりを実現するために当消防組合が行ってきた取組を振り返り、今後の更なる火災予防施策の推進に資することとしたい。

福山ホテル火災は、平成24年5月13日に発生し、宿泊客ら10人が死傷した火災である。その火災では、市が防災査察において大規模な模様替えを確認しながら、既存不適格建築物として指導していたことや、消防が内規により2年に1回実施すべき立入検査を9年間実施していな



ホテル火災



かったことなど、行政の指導や対応が十分でなかったことが判明した。

それを受け、当消防組合は、「現行の法的枠組みで規定されている行政の役割を厳格に果たすことを基本」とし、その役割を果たすため「火災予防査察を通じた指導の徹底」、「立入検査の充実」、「違反防火対象物に対する是正指導の徹底」、「関係機関との連携強化」、「公表のあり方」の5つの項目について講じるべき具体的な施策を掲げ、着実に実施してきた。

そのいずれの施策も、聞こえの良いスローガンではなく、実効性を強く求めたことで、「やるべきことをやる」という意識が組織の中に深く浸透していった。

査察・違反是正のマネジメント

査察・違反是正業務は、①立入検査を行うべき対象物を計画(選定)し、②そのとおり立入検査を実施し、③排除すべき火災危険や消防法令違反を見抜いてすぐには是正をさせる。基本的には、たったそれだけ、当たり前のことである。世間的にも「当たり前のこと」だったからこそ、前述の火災において行政責任を問われたのである。

まず、立入検査を行うべき対象物の選定は、「火災発生時の人命危険が高いもの」を優先し、年度ごとの査察計画において個別具体的に防火対象物を列挙した。その上で、この査察計画に基づく立入検査(以下「定期査察」という。)の進捗状況を消防署と消防局でダブルチェックすることとした。平成26年度の運用開始から6年間、定期査察は100%の完全実施を貫いている。

また、消防法令違反等を覚知した場合に、「重点的かつ継続的に是正指導を行うべき違反の内容とその手順」、「必ず違反処理に移行すべき違

❌ 違反是正

反の内容と時機」を明確にした。違反処理への移行は、「必ず」である。消防法令違反の是正には多額の費用を伴う場合があり、是正に躊躇する関係者もいるが、一定の手順による是正指導の効果が無い場合、当消防組合は違反処理への移行を躊躇しない。

一方で、個々の査察員は感情を持った人間である。何でも機械のようにできるわけではない。途方に暮れる関係者を前にして同情しない査察員などいるはずがない。それでも、それぞれの査察員が関係者のことを思いやり、寄り添い、悩み、考えて、最終的には、住民の安心安全のために組織で決めたルールに従ってきた。関係者が協力的でも、非協力的でも、必死で是正指導をして、時機が来たら違反処理へ移行する。相手によって組織的な対応を変えない。当消防組合が違反是正業務において、芯の強さを確立できたのは、査察員一人ひとりが関係者と真正面から向き合い、その上で職務を厳格に遂行してきたからである。

査察・違反処理のマネジメントにおいて重要なことは、管内の違反対象物及び査察の執行状況を的確に把握して、中期的な計画を立てることである。

当初、管内には特定防火対象物で約200件、非特定防火対象物で約900件の長期未是正の重大違反を把握しており、これらの違反是正と並行して、すべての防火対象物を対象とした定期査察を行うことは実質的に困難であった。

そこで、平成26年度から5年間、定期査察を行う対象を特定防火対象物などの火災時の危険性が高いものに絞った。火災前の基準の4割程度の対象数である。その5年間で徹底して違反対象物の是正を図った。

平成30年度までにそれら約1,100件の違反是正がほぼ完了し、令和元年度から、特定・非特定を問わず、原則として、すべての防火対象物を対象として定期査察を行っている。令和5年度までに非特定防火対象物(共同住宅等を除く。)の長期査察未実施をすべて解消する計画である。

非特定防火対象物の定期査察では、無確認の

増築、用途変更等に起因する重大違反を覚知することも多いが、それらについても是正されなければ、必ず違反処理を行っている。

時間は掛かったかもしれないが、これでようやく「当たり前」の査察・違反処理業務ができるようになったと考えている。

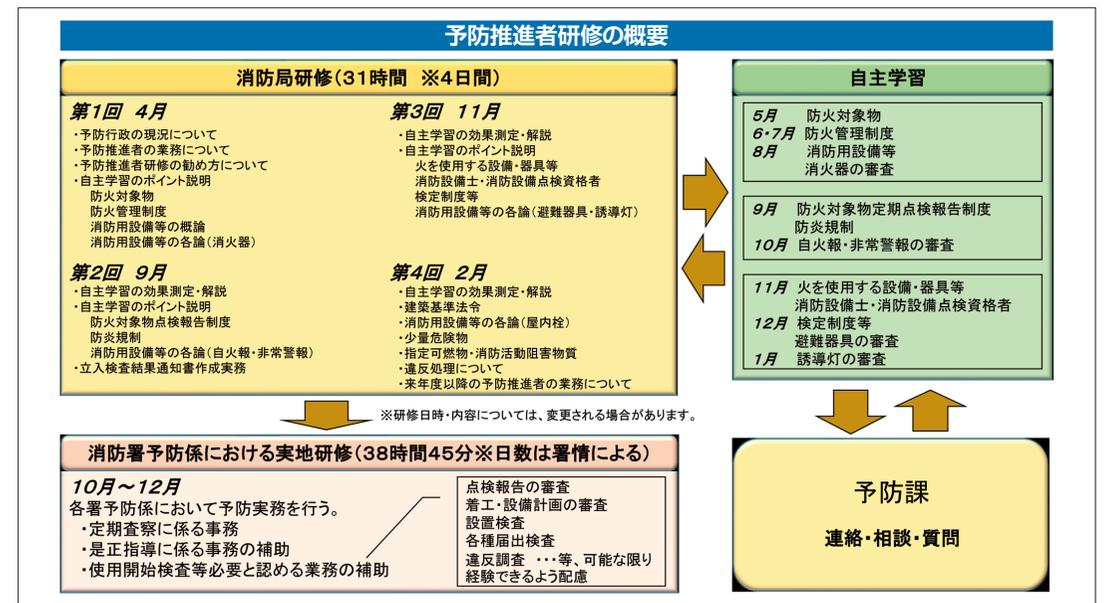
なお、査察の執行状況の分析は、可能な限り具体的に行うことが重要である。当消防組合では、査察の種類を定期査察と特別査察の2つに分け、更に特別査察の内訳を臨時査察、各種検査、是正指導、その他の4つに区分している。それぞれ、明確な定義のもとで分類し、件数を計上しているため、毎月の統計を見れば、各消防署の査察に関する動きが手に取るように分かる。集計作業等に係る業務量は少なくないが、査察マネジメントを行うに当たり、それに見合う価値が十分にあると考えている。

予防推進者制度

査察・違反是正業務における当面の課題を解決し、その後も継続して住民の要請に応じていくためには、火災予防分野における組織全体のベースアップを図る必要があった。そのため、各消防署の警防係員の査察業務を強化することとし、平成28年度に「予防推進者制度」を創設した。この制度は、総務省消防庁の火災予防の実効性向上作業チームにおいて「警防職員を活用するための有効な育成事例」として紹介されたものであるが、概要は次のとおりである。

- 1 毎年度、各消防署警防係から合計28人の予防推進者を新たに選任する。
- 2 一度、選任されたことのある職員は、次年度以降、警防係にいる限り必ず選任される。
- 3 初めて選任された職員は、1年間を通して、予防業務に係る研修を受講する。
- 4 予防推進者は、予防係と連絡調整を行い、警防係における査察業務を推進する。

予防推進者が受講する研修は、消防局における全体研修を4日間(31時間)、その間に自主学習課題に取り組み、効果測定を実施。更に予防係における実地研修を5日間(38時間45分)行う



という構成でスタートした。

警防係の立入検査の対象は、従前は主に共同住宅の特別査察などであったが、予防推進者制度の施行に合わせて、特定防火対象物の定期査察を担当することとした。毎年度、警防係の割り当てを増やし、3年目となった平成30年度は、定期査察のうち約44%を警防係が実施した。これは、施行前との比較で39ポイントの増加である。

前述の「令和年度までに非特定防火対象物の長期査察未実施をすべて解消する」という計画を掲げることができたのは、警防係の協力があってこそのものであり、消防組合全体が一丸となって取り組んだ結果であると考えている。

もう一つの公表制度

当消防組合では、違反対象物に係る公表制度を平成30年4月から実施しているが、それとは別に適合対象物に係る公表制度として、平成26年4月から「防火・避難基準適合防火対象物公表制度」を実施している。

概要は次のとおりである。

- 1 対象となる施設は、①ホテル、旅館等、②防火対象物点検報告制度の対象となる施設(合計約560施設)

- 2 検査項目は、消防法令(防火管理、消防用設備等、防災、点検報告等)及び建築基準法令3項目(建築構造・堅穴区画・階段。以下「建築3項目」という。)であり、すべてに適合したものをホームページで公表している。

この制度において重要なことは、消防・施設関係者・施設利用者(住民)の三者で安心・安全なまちづくりを実現するという点である。

すなわち、適合施設を安全情報として利用者に届けることにより、当該施設の関係者における「継続して適法に維持管理する」という意識の高揚を図るとともに、不適合施設に対しては、消防が継続的に是正指導を行うことである。

なお、対象となる施設には、1年に1回必ず立入検査を実施している。これについて当初は、業務量や防火対象物点検報告制度の趣旨を鑑み、疑問視されることもあったが、当消防組合独自の制度として丁寧かつ実直な運用を続けてきた結果、平成26年度から平成30年度までの5年間に相当の成果を挙げることができた。

- 1 適合率*は、施行時の56.0%から80.1%(平成31年3月)へ上昇した。

*対象施設数に対する適合施設数の割合

- 2 各検査項目についても、不適合件数が大幅

